



10



11



12



C1-1 機械の騒音

*) 中間部に機械室を設けたので、その付近の音が騒音に収まされる。各機に調節弁がある場合、このような騒音による苦情がことに多い。

機械室の遮音と機器自身の空気音と固体音の防止に十分な配慮をしなければならない。

空調機減速の弊は閉音室とすることもその一つ。騒音に合意室などがある場合はなおさらである。

*) 空調機減速がレタレーションチャンバーになっているのに消音装置がない。

*) はロックワークによって騒音している例。

*) 給水ポンプの騒音が伝わって夜間非常にやかましい。ポンプ室の遮音とポンプの騒音防止の必要がある。

C1-2 機械の振動と防振ゴム

機械設備の振動が重要な設備に伝わってきて困ることがある。このようなことを防ぐためには防振ゴムなどによって機器の振動を吸収する。防振ゴムはその配設が悪いと逆に振動が大きくなることもあり、キールにしたがって合理的に取組する。

C1-3 ボイラーの騒音

閉音室に隣接してボイラー室を計画したところ、ボイラーが室外に音を発生し、コンクリート床版が振動し、折角の閉音室もその用をなまず、防振ゴムでボイラーの振動をとり、空気音は壁の遮音と吸音で収めた。